「「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部改正案」についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年５月26日
農林水産省消費・安全局

農林水産省では、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部改正案について、令和８年３月12日から令和８年４月11日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、本件に関して３名の方から４件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案のとおり改正することといたしましたのでお知らせいたします。